

○柏市なし赤星病防止条例施行規則

平成17年3月25日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市なし赤星病防止条例（平成17年柏市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識の記載事項)

第2条 条例第6条第5項後段に規定する標識には、同項後段に規定する事項のほか、同条第1項又は第2項の規定により指定する禁止区域（以下「禁止区域」という。）の範囲及び条例第7条の規定により禁止区域内で植栽等をしてはならないびゃくしん類の種別を記載するものとする。

(身分を示す証明書)

第3条 条例第8条第2項に規定する証明書は、身分証明書とする。

(措置命令)

第4条 条例第9条第1項の規定による措置命令は、次に掲げる事項を記載した書面を交付することにより行うものとする。

- (1) びゃくしん類の除却その他なし赤星病の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講じるべき範囲及び期限
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。